

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

条 例

○北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例 (市町村課) 一四

規 則

○北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

○北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (農村振興課) 一五
○農業委員会が行う交換分合計画の認可 (林業振興課) 一六

告 示

○農業委員会が行う交換分合計画の認可 (農地調整課) 一八

○土地改良区の役員の住所変更の届出 (土地改良指導課) 一八

○土地改良区の役員の退任の届出 (土地改良指導課) 一八

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一八

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定 (土地改良指導課) 一九

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可 (土地改良指導課) 一九

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (土地改良指導課) 一九

○農業振興地域の指定の一部改正 (土地改良指導課) 一九
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (農村計画課) 一九

○北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、
林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準の改正 (地域産業課) 一九
○農業者労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準の改正 (林業振興課) 二二

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (林業振興課) 二二
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 二三

○道路の区域の変更 (道路整備課) 二六

○道路の供用の開始 (道路整備課) 二六

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (道路整備課) 二七

○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 (砂防災害課) 二七

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二七

○都市計画事業の認可 (都市計画課) 二七

○公園下水道課 (公園下水道課) 二八

支庁告示

○平成十四年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録の変更 二八

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件) 二八

○特定調達契約に係る落札者等の公示 二九

○特定調達契約に係る入札の公告 二九

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 三〇

支庁公告

○軽油引取税免税証の亡失の届出 三〇

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施 三一

○道教育庁渡島教育局告示 三一

○特定調達契約に係る落札者等の公示 三一

○道公安委員会告示 三一

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 三一

公布された条例のあらまし

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例(条例第六十六号)

一 趣旨

地方自治法の改正に伴い、北海道議会議員の定数を定めるとともに、平成十二年の
国勢調査の結果により人口に変動があったこと等にかんがみ、選挙区において選挙す
べき議員の数の改正等を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 北海道議会議員の定数を百十人とする(第一条関係)。

2 公職選挙法の規定に基づく特別選挙区を設けることとした(第二条関係)。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数を定めることとした(第三条及び別表関
係)。

4 北海道議会議員定数特別条例及び北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例を廃止することとした(附則第二項関係)。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、二の2から4
までの規定は、平成十五年一月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施
行することとした。

平成十四年十二月六日 金曜日

公布された規則のあらまし

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第百五号）

一 趣旨

農村地域工業等導入資金の貸付利率及び利子補給率を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 農村地域工業等導入資金の貸付対象となる貸付利率を従来の貸付利率から〇・四ポイント引き下げることにした（第二条第三項及び第四項関係）。

2 農村地域工業等導入資金の利子補給率を従来の利子補給率から、〇・一ポイント引き上げることにした（第四条関係）。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年九月十日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金から適用することとした。

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第百六号）

一 趣旨

林業改善資金の貸付対象資金等を改定することとし、併せて森林法の改正に伴い規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 被害森林整備資金を貸付対象資金から削除することとした（第二条及び第十二条関係）。

2 立木の取得を行うのに必要な資金として木材安定供給促進資金を貸付対象資金に追加することとした（第二条関係）。

3 木材安定供給促進資金の貸付けを受けた者は、木材の供給に関する取決めの期間中における木材の供給量について知事に報告することとした（第十二条第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

条 例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月六日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十六号

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

（議員の定数）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、北海道議会議員の定数は、百十人とする。

（特例による選挙区）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第二項の規定により、夕張市の区域、芦別市の区域、赤平市の区域、三笠市の区域、砂川市の区域、歌志内市の区域及び空知支庁所管区域を合わせて一選挙区とし、これを空知支庁所管区域といい、土別市の区域及び上川支庁所管区域を合わせて一選挙区とし、これを上川支庁所管区域という。（各選挙区において選挙すべき議員の数）

第三条 公職選挙法第十五条第八項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表で定めるとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第二項第二号の規定は、平成十五年一月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

（北海道議会議員定数特例条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 北海道議会議員定数特例条例（昭和五十三年北海道条例第五十七号）

二 北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年北海道条例第六十七号）

別表（第三条関係）

選挙区	議員数
石狩支庁所管区域	一人
渡島支庁所管区域	四人
檜山支庁所管区域	一人
後志支庁所管区域	三人
空知支庁所管区域	五人
上川支庁所管区域	三人

一 一 二 一 一 三 一 一 二 三 四 二 六 三 六 二 三 二 二 三 二 三 四 四 三 一 二 四 二 二 四 一 一

— — — — —
人 人 人 人 人 人 人 人 人

則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月六日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百五号

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則（昭和四十九年北海道規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改め、同項第二号中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項第三号中「年一・六パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同条第四項第五号中「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同項第六号中「年一・六パーセント」を「年一・二五パーセント」に改め、同項第七号中「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同項第八号中「年一・七五パーセント」を「年一・三五パーセント」に改める。

第四条第一号イ中「年一・二五パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同号ロ中「年〇・九五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同号ハ中「年一・二パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同号ニ中「年〇・九五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同号ホ中「年一・一パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同条第二号イ中「年〇・九五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同号ロ中「年〇・六五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改め、同号ハ中「年〇・九パーセント」を「年一パーセント」に改め、同号ニ中「年〇・六五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改め、同号ホ中「年〇・八パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

一六

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の規定は、平成十四年九月十日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金について適用し、同日前に貸し付けられた農村地域工業等導入資金については、なお従前の例による。

平成十四年十二月六日

北海道知事 堀達也

北海道林業改善資金貸付規則（昭和五十一年北海道規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

四 農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七に規定する森林所有者等）をいう。）が、その権原に基づき管理をして、立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその

立木の取得に要する経費の百分の八十に相当する額

五年以内（据置期間一年以内を含む。）

その1の4 (木材安定供給促進資金に係る場合)

冊
集
帙
圖
冊

[illegible]

組織する団体との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金（木材安定供給促進資金）

第二条の二の表中、「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削る。

第十二条第一項中、「被害森林整備資金」を削り、同条第三項中「は、複層伐」を「あつては複層伐」に、「別記第六号様式」により」を「別記第六号様式その一」により、木材安定供給促進資金の貸付けを受けた者にあつては木材の供給に関する取決めの期間中における毎年度の木材の供給量について、翌年度の四月二十日までに木材供給実績報告書（別記第六号様式その二）により」に改める。

施業計 (予定)	樹立 年月日	共同施業 団地 画計	森林施業 画計	年月日

収

森林施業計画樹立 (予定)	年月日	

に改め、「國語、算術、英語、理科」を削り、同様式中その一の二の事項を削り、その一の三の事項をその一の二の事項とし、その一の四の事項をその一の三の事項とし、同事項の次に次の事項を加える。

- (注) 1 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木及び取得する立木を記載すること。
- 2 林小班ごとに記載すること。
- 3 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 4 取得対象立木の欄には、取得する立木につき。を記載すること。

[illegible]

(注) 木材の供給に関する取決めの内容を記載すること。

供給先の氏名							
供給先の住所							
供給年度	供給量 (m ³)	販売見込額 (円)	供給量 (m ³)	販売見込額 (円)	供給量 (m ³)	販売見込額 (円)	
第 1 年度							
第 2 年度							
第 3 年度							
第 4 年度							
第 5 年度							
計							

立木売買仮契約書及び木材供給仮契約書の写し等を添付すること。
なお、借受者が森林所有者等から森林経営を受託している場合は、受託契約書も併せて添付すること。

別記第六号様式中「別記第6号様式(第12条関係)」を

に係る場合）」 「北海道知事 様」及び「北海道知事 様」に名称の回覧を
その1に示すのと同一様。

その2（木材安定供給促進資金に係る場合）

木材 供給 実績 報告 書

年 月 日付にて貸付決定された木材安定供給促進資金に係る
年度（第 年度）の木材供給実績を次のとおり報告します。

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

貸 付 決 定 番 号	
借 受 額	千円
償 還 期 限	年 月 日
連 帯 保 証 人	ほか 人

木材供給実績

供給先の氏名又は名称			
供 給 先 の 住 所			
供 給 年 度	供給量 (m ³) (計 画)	供給量 (m ³) (実 績)	
第 1 年 度			
第 2 年 度			
第 3 年 度			
第 4 年 度			
第 5 年 度			

(注) 供給先からの供給量の証明書等を添付すること。

秘 照
1の照会を、公衆の目に触れさせない。

知 長

北海道告示第1916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、中標津町農業委員会が
定めた第2 俣落第1地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、芦別市土地改良区から、
次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

理 事 ・ 氏 名 住 所
監事の別
理 事 森 田 迪 男 芦別市常盤町316番地 芦別市常盤町1085番地

北海道告示第1918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、
次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

退 任 年 月 日 理 事 ・ 氏 名 住 所
監事の別
平成14.11.11 理 事 高 木 富 男 空知郡中富良野町字中富良野東6 線北11号

北海道告示第1919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年11月26日、厚
沢部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年12月6日

北海道知事堀達也 北海道告示第1920号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当麻土地改良区が新たに行う土地改良（中央五地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成14年12月6日 北海道知事堀達也		北海道知事堀達也 北海道告示第1923号 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。 その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政庁農村計画課及び網走支庁へ備え置いて縦覧に供する。 平成14年12月6日 北海道知事堀達也 女満別地域の事項中「398番地の区域」を「398番の区域」に改め、「民有林野の37、38」の次に「（127番1から2、151番8から9、16から18、21から22、221番7、17、19から20、24から26、222番3を除く。）」を加える。																			
北海道知事堀達也 北海道告示第1921号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。 平成14年12月6日 <table><tr><td>土地改良区名</td><td>土地改良施設名</td><td>管理規程の概要</td></tr><tr><td>当麻土地改良区</td><td>石渡頭首工</td><td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td></tr><tr><td>同</td><td>石渡1号頭首工</td><td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td></tr><tr><td>同</td><td>石渡3号頭首工</td><td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td></tr><tr><td>同</td><td>石渡4号頭首工</td><td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td></tr><tr><td>同</td><td>大沢頭首工</td><td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td></tr></table>		土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要	当麻土地改良区	石渡頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	同	石渡1号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	同	石渡3号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	同	石渡4号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	同	大沢頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	北海道知事堀達也 北海道告示第1924号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年4月7日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができると。 平成14年12月6日 北海道知事堀達也 1(1) 届出事項の概要 ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社西條 代表取締役 西條 久喜 名寄市西3条南6丁目28番地 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベストホーム名寄南店 名寄市字徳田249番1号ほか ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 （ア）大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 （変更前） 午後8時 （変更後） 午後11時 （イ）来客が駐車場を利用することができると時間帯 （変更前） 午前9時から午後8時30分まで （変更後） 午前9時から午後11時30分まで	
土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要																			
当麻土地改良区	石渡頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。																			
同	石渡1号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。																			
同	石渡3号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。																			
同	石渡4号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。																			
同	大沢頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。																			

第 1 4 2 3 号

報 告 公 道 海 北

エ 変更する年月日

平成14年12月15日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西條 代表取締役 西條 久喜

名寄市西3条南6丁目28番地

3,920㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

177台

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

12台

荷さばき施設の面積

200㎡

廃棄物等の保管施設の容量

38㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前9時30分

b 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

c 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時45分から午後4時まで

(2) 届出年月日

平成14年11月26日

(3) 届出書等の縦覧

縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

縦覧期間

平成14年12月6日(金)から平成15年4月7日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第278号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

ウ 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ホーマック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 一成

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマック士別店・マックスバリュ士別店

士別市大通東19丁目465番地

ウ 変更しようとする事項

(7) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホーマック士別店

(変更後) ホーマック士別店・マックスバリュ士別店

(変更前) ホーマック士別店

(変更後) ホーマック士別店・マックスバリュ士別店

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称

ホーマック株式会社

住 所

代表者の氏名

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番

代表取締役社長

前田 勝敏

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称

ホーマック株式会社

住 所

代表者の氏名

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番

代表取締役社長

前田 勝敏

マックスバリュ北海道株式会社

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

代表取締役

出戸 一成

株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目 1 番24号	代表取締役 鶴 羽 樹
未定		

(ウ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,030㎡
(変更後) 6,147㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐車場の収容台数

(変更前) 116台
(変更後) 370台

b 駐輪場の収容台数

(変更前) 0 台
(変更後) 40台

c 荷さばき施設の面積

(変更前) 145㎡
(変更後) 376㎡

d 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 13㎡
(変更後) 81㎡

(オ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分
閉店時刻 午後 9 時

(変更後)

小 売 業 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホームック株式会社	午前 7 時30分	午後 9 時
マックスバリュ北海道株式会社		
株式会社ツルハ	午前 9 時	午後11時
未定		

b 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時から午後 9 時30分まで

(変更後) 午前 7 時から午後11時30分まで

c 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 1 箇所
(変更後) 入口 2 箇所、出口 2 箇所、出入口 1 箇所

工 変更する年月日

平成15年 7 月25日

才 上記ウの変更に係るもの以外の事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

(2) 届出年月日

平成14年11月26日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成14年12月 6 日 (金) から平成15年 4 月 7 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第278号) に規定する休日並びに12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)

ウ 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第1925号

昭和51年北海道告示第3687号 (北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準) を次のように改正する。

平成14年12月 6 日

北海道知事 堀 達 也

第 1 の表中 2 被害森林整備資金の項を削り、 3 複層林転換促進資金の項を 2 複層林転換促進資金の項とし、 4 施業受委託促進資金の項を 3 施業受委託促進資金の項とし、同項の次に次のように加える。

4 木材安定供給促進資金	木材製造業者等との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、	個人である森林所有者、個人である森林経営の委託を受けた者、個人である森林	有
--------------	--	--------------------------------------	---

第 3 章 第 4 条

当該取決めの締結に先立ち、必要な立木量を確保するため取得する立木の取得費用	所有者の協業体、素材生産業者、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、造林公社及び造林事業を行う市町村
---------------------------------------	---

第6の表中「ただし、林業改善資金のうち、被害森林整備資金については、知事が特に必要と認めたときは、知事がその都度定める期限又は期日によるものとする。」を削る。

北海道告示第1926号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在 標津郡中標津町字依橋1545・1546（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1927号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在 赤平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

赤平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林予定森林の所在 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。） 4(1) 保安林予定森林の所在 石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 5(1) 保安林予定森林の所在 厚田郡厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 保安林予定森林の所在 厚田郡厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚田村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 保安林予定森林の所在 浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
---	---

第1423号

報 公 道 海 北

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。） 8(1) 保安林予定森林の所在 浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 保安林予定森林の所在 浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産	林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。） 10(1) 保安林予定森林の所在 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。） 11(1) 保安林予定森林の所在 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
--	--

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。） 12(1) 保安林予定森林の所在 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。） 14(1) 保安林予定森林の所在 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。） 15(1) 保安林予定森林の所在 古平郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
---	--

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 保安林予定森林の所在 余市郡仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

17(1) 保安林予定森林の所在 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 保安林予定森林の所在 余市郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
中西別計根別線	野付郡別海町中西別160番15地先から 野付郡別海町中西別122番2地先まで	前	13.71mから 24.73mまで	1,544.86m	—	北海道釧路土木現業所
		後	13.71mから 24.73mまで	1,544.86m	—	
		後	18.20mから 38.10mまで	1,541.74m	—	
		後	22.80mから 49.80mまで	920.50m	—	
猿払鬼志別線	宗谷郡猿払村芦野175番6地先から 宗谷郡猿払村芦野135番2地先まで	前	22.80mから 49.80mまで	920.50m	—	北海道稚内土木現業所
		後	22.80mから 65.50mまで	920.50m	—	

北海道告示第1929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
道道 鶴川厚真線	勇払郡厚真町字鹿沼386番地先から 勇払郡厚真町字鹿沼368番6地先まで	平成14.12. 6

北海道告示第1930号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年12月6日

戸井町小安4（その2）急傾斜地崩壊危険区域	北海道知事 堀 達 也
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号とを結んだ線によって囲まれた区域	
郡 市 町 字 地 番 標 柱	
亀田郡 戸井町 小安町 712番3地先道路敷 1	
同 同 同 712番1 2	

北海道告示第1931号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

同	同	同	437番	3、4
同	同	同	433番3	5

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名	北海道知事 堀 達 也
札幌圏都市計画地区計画（樽川平和地区）	石 狩 市	
旭川圏都市計画地区計画（北野東地区）	鷹 栖 町	

北海道告示第1932号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名	北海道知事 堀 達 也
札幌圏都市計画準防火地域	石 狩 市	
札幌圏都市計画公園	石 狩 市	
旭川圏都市計画用途地域	鷹 栖 町	

旭川圏都市計画公園
室蘭圏都市計画道路
千歳恵庭圏都市計画道路
千歳恵庭圏都市計画道路
網走都市計画用途地域
稚内都市計画用途地域
三笠都市計画用途地域
虻田都市計画公園

鷹 栖 町
登 別 市
千 歳 市
恵 庭 市
網 走 市
稚 内 市
三 笠 市
虻 田 市

北海道告示第1933号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年12月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 壮警町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 虻田都市計画公園事業 7・3・101号 エコミュージアム火山遺構公園
- 3 事業の施行期間 平成14年12月6日から平成15年3月31日まで
- 4 事業地 (1) 収用の部分 有珠郡壮警町字壮警温泉地内
(2) 使用の部分 なし

収 入 部 門

北海道石狩支庁告示第22号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則（昭和27年8月26日規則第162号）第17条の3の規定により、次のとおり平成14年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした者の住所を次のとおり変更する。

平成14年12月6日

登録番号 登録年月日 住 所 氏名又は名称 集荷区域
変更前 平成14.9.9 札幌市豊平区美園2条 雪印種苗株式会社 全道一円
石 狩 第 8 号 1丁目2番1号

変 更 後
石 狩 第 8 号 平成14.9.9 札幌市厚別区上野幌一 雪印種苗株式会社 全道一円
条五丁目1番8号

北海道上川支庁告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月6日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡下川町南町134番地12（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡下川町幸町63番地 下川町長 安斎 保
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月14日 上建設第13-7号

北海道宗谷支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月6日

北海道宗谷支庁長 山 上 徹 郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市若葉台2291番1ほか21筆（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市若葉台2188番地6 株式会社カユカフ 代表取締役 粥川 照雄
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年12月4日 宗建指第13-3号指令

北海道胆振支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月6日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 伊達市松ヶ枝町31-1、32-1、31-5のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月31日 胆建指第14 - 3号

北海道十勝支庁告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月6日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

ホヤールロータ 6台

2 落札を決定した日

平成14年10月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道川重建機株式会社

(2) 住 所 北広島市大曲中央1丁目2番地2

4 落札金額

45,990,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道十勝支庁告示第19号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年12月6日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ホヤールロータ 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年3月28日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

十勝合同庁舎4階C会議室（郵送による場合は、郵便番号 080 -

8588 北海道十勝支庁総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成15年1月16日 午前11時（郵送による場合は、平成15年1月

15日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

以下「消費税等」という。）の相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価

格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
イ 所 在 地 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 27 - 8508

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured：

Wheel Loader 2

B．Bid tendering date and time：

11：00 A. M., January 16, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than January 15)

C．Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Higasi 3, Minami 3, Obihiro,

Hokkaido, 080-8588 Japan

Phone：0155-27-8508

北海道釧路支庁告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月6日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 釧路郡釧路町別保5丁目13番地 ほか2筆（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 菅原 澄
- 3 開発許可年月日及び番号 平成8年10月3日 釧建指第8 - 4号

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので平成14年11月8日以降無効とした。

平成14年12月6日

北海道渡島支庁長 松 田 光 皖

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免税証交付庁名
10 円券	C1272865～ C1272867 C1272932～ C1272948	20				
50 円券	F0376505～ F0376509 F0376528～ F0376548	26				
100 円券	G1161762～ G1161847 G1161882～ G1161887	92	農業	H14. 3.27 ～ H14.11.30	上磯郡知内町字重内31番地78 新函館農業協同組合知内支店	北海道 渡島支庁
200 円券	H0562863～ H0562880	18				
500 円券	I 0238804～ I 0238809	6				
1,000 円券	J 0875004	1				

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第34号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年12月6日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

恒温ユニット一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年2月28日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札若しくは指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入 札 日 時 平成14年12月17日（火）午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年12月16日（月）

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

網走教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月6日

北海道教育庁渡島教育局長

 平 塚 努

- 落札に係る物品等の名称及び数量
バーソナルコンピュータ 一式 72台
- 落札を決定した日
平成14年11月25日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社近藤商会 取締役社長 相川 正夫
(2) 住 所 函館市西桔梗589番地
- 落札金額（1月当たりの単価）
496,650円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁渡島教育局告示第8号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

網 走 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第113号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年12月6日

北海道公安委員会委員長

 佐 野 文 男

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
----------------------	--------------------------------

1	代表者の氏名	代表取締役 檀本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R 華王 Z 1
	製造業者名	京栄産業株式会社
	型式試験番号	20072100
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20072100号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
2	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R ものけやしき X X
	製造業者名	株式会社ミズホ
	型式試験番号	20069200
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20069200号
3	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R おいつ鬼太郎H
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	20069400
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20069400号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間

4	検定の有効期間		公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 岸 勇夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	型式の区分 型式名		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R E アドベンチャーⅡインアクアボリスX
5	概要		製造業者名 型式試験番号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		20074400
	型式の区分 型式名		平成14年12月6日
	代表者の氏名		第20074400号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	型式の区分 型式名		東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
6	概要		代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型式の区分 型式名		回胴式遊技機
	代表者の氏名		株式会社オリンピア
	製造又は検査を行う事業所の所在地		24070000
	型式の区分 型式名		平成14年12月6日
7	概要		第24070000号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	型式の区分 型式名		第24070000号
	代表者の氏名		第24070000号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の区分 型式名		代表取締役 井置 定男
8	概要		製造業者名 型式試験番号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		24070600
	型式の区分 型式名		平成14年12月6日
	代表者の氏名		第24070600号
	製造又は検査を行う事業所の所在地		公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	型式の区分 型式名		名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
9	概要		代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	型式の区分 型式名		
	代表者の氏名		
	製造又は検査を行う事業所の所在地		
	型式の区分 型式名		

第1423号

報 告 公 開 報 北

9	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRコットソル
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要	型式試験番号 20055900
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20055900号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区鵜付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
10	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRコットソV
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要	型式試験番号 20060300
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20060300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区鵜付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
11	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRコットソS
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要	型式試験番号 20063700
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20063700号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区鵜付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
12	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	コットソEX
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要	型式試験番号 20062300
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20062300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区鵜付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
13	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRコットソM
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要	型式試験番号 20066200
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第20066200号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社タイドー
	代表者の氏名	代表取締役 實田 久治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
14	型式の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	メガフイーパー
	製造業者名	株式会社タイドー
	概要	型式試験番号 24070700
	検定年月日	平成14年12月6日
	検定番号	第24070700号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区鵜付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地

15	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 佐野 慎一
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	遊 技 機 の 種 類	回胴式遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ホットエリア
	製 造 業 者 名	山佐株式会社
	型 式 試 験 番 号	24029200
	検 定 年 月 日	平成14年12月6日
16	検 定 番 号	第24029200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 加茂 隆曹
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
	遊 技 機 の 種 類	回胴式遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ヒコクニ-30
	製 造 業 者 名	株式会社アリストクラートテクノロジーズ
	型 式 試 験 番 号	24071200
17	検 定 年 月 日	平成14年12月6日
	検 定 番 号	第24071200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	本社工場：名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字秋窪1441番地
	遊 技 機 の 種 類	ばちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	遊技機の区分
	型 式 試 験 番 号	CR戦国喧嘩MS

18	概 要	製造業者名 奥村遊機株式会社
	型 式 試 験 番 号	20072000
	検 定 年 月 日	平成14年12月6日
	検 定 番 号	第20072000号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	本社工場：名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字秋窪1441番地
	遊 技 機 の 種 類	ばちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
19	型 式 名	遊技機の区分
	型 式 試 験 番 号	20070300
	検 定 年 月 日	平成14年12月6日
	検 定 番 号	第20070300号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	本社工場：名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字秋窪1441番地
	遊 技 機 の 種 類	ばちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
20	型 式 名	遊技機の区分
	型 式 試 験 番 号	20074600
	検 定 年 月 日	平成14年12月6日
	検 定 番 号	第20074600号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 榎本 宏
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	遊 技 機 の 種 類	ばちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

第1423号

報 告 公 開 報 北

20	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R 華王 X X	
	製造業者名	京楽産業株式会社	
	型式試験番号	20073600	
	検定年月日	平成14年12月6日	
	検定番号	第20073600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
21	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市天白区中砂町278番地	
	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R 華王 V 1	
	製造業者名	京楽産業株式会社	
	型式試験番号	20075600	
	検定年月日	平成14年12月6日	
	検定番号	第20075600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ	
22	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R パワフル球ちゃん S X	
	製造業者名	株式会社ミズホ	
	型式試験番号	20074800	
	検定年月日	平成14年12月6日	
	検定番号	第20074800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
23	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 タイヨーエリック株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中西区見寄町125番地	
	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	E アドベンチャー II i n アクアボリス G	
	製造業者名	メルホソ工業株式会社	
	型式試験番号	20071700	
	検定年月日	平成14年12月6日	
	検定番号	第20071700号	
24	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中西区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中西区見寄町125番地	
	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R マリンキャッチャー R	
	製造業者名	タイヨーエリック株式会社	
	型式試験番号	20071300	
	検定年月日	平成14年12月6日	
25	検定番号	第20071300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	神奈川県厚木市中町二丁目7番10号 株式会社オーイズミ	
	代表者の氏名	代表取締役 大泉 政治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	神奈川県伊勢原市鈴川7番地	
	型式の種類	遊技機	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	プレイズ	
	製造業者名	株式会社オーイズミ	
	型式試験番号	24060500	
26	検定年月日	平成14年12月6日	
	検定番号	第24060500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 メルホソ工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	型式の種類	遊技機	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R 華王 X X	
	製造業者名	京楽産業株式会社	

26	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		神 奈 川 県 厚 木 市 中 町 二 丁 目 7 番 10 号 株 式 会 社 オ ー イ ス ミ
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 大 泉 政 治
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		神 奈 川 県 伊 勢 原 市 鈴 川 7 番 地
	遊 技 機 の 種 類		回 胴 式 遊 技 機
	遊 技 機 の 区 分		遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 第 6 条 第 2 号
	型 式 名		デ ィ グ タ グ ル
	製 造 業 者 名		株 式 会 社 オ ー イ ス ミ
	概 要		型 式 試 験 番 号 24072500
	検 定 年 月 日		平 成 14 年 12 月 6 日
27	検 定 番 号		第 24072500 号
	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 内 本 町 一 丁 目 1 番 4 号 株 式 会 社 藤 商 事
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 松 元 邦 夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		愛 知 県 一 宮 市 丹 陽 町 三 ツ 井 字 下 平 6 番 地
	遊 技 機 の 種 類		ぱ ち ん こ 遊 技 機
	遊 技 機 の 区 分		遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 第 6 条 第 1 号 イ
	型 式 名		Ｃ Ｒ お い つ 鬼 太 郎 Ｒ
	製 造 業 者 名		株 式 会 社 藤 商 事
	概 要		型 式 試 験 番 号 20073200
28	検 定 年 月 日		平 成 14 年 12 月 6 日
	検 定 番 号		第 20073200 号
	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 24 番 7 号 有 限 会 社 リ ッ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 田 中 理 介
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		兵 庫 県 伊 丹 市 北 伊 丹 二 丁 目 129 - 3
	遊 技 機 の 種 類		回 胴 式 遊 技 機
	遊 技 機 の 区 分		遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 第 6 条 第 2 号
	型 式 名		タ メ タ ロ ー
	製 造 業 者 名		有 限 会 社 リ ッ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン

29	要		型 式 試 験 番 号 24067700
	検 定 年 月 日		平 成 14 年 12 月 6 日
	検 定 番 号		第 24067700 号
	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		愛 知 県 名 古 屋 市 中 村 区 烏 森 町 三 丁 目 56 番 地 株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 新 井 悠 司
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		三 重 県 桑 名 市 大 字 下 深 谷 部 宇 山 之 原 337 番 1
	遊 技 機 の 種 類		ぱ ち ん こ 遊 技 機
	遊 技 機 の 区 分		遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 第 6 条 第 1 号 イ
	型 式 名		Ｃ Ｒ イ ン デ ィ ア ン 嘘 つ か な い 1 M B
30	概 要		製 造 業 者 名 株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン
	型 式 試 験 番 号		20076600
	検 定 年 月 日		平 成 14 年 12 月 6 日
	検 定 番 号		第 20076600 号
	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		東 京 都 江 東 区 有 明 三 丁 目 1 番 地 25 株 式 会 社 ミ ス ホ
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 安 藤 壽 雄
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		千 葉 県 四 街 道 市 鷹 の 台 一 丁 目 1 番 地
	遊 技 機 の 種 類		ぱ ち ん こ 遊 技 機
	遊 技 機 の 区 分		遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 第 6 条 第 1 号 イ
31	型 式 名		Ｃ Ｒ バ ッ ク ル 球 ち ゃ ん Ｒ
	製 造 業 者 名		株 式 会 社 ミ ス ホ
	概 要		型 式 試 験 番 号 20076200
	検 定 年 月 日		平 成 14 年 12 月 6 日
	検 定 番 号		第 20076200 号
	検 定 の 有 効 期 間		公 示 の 日 (平 成 14 年 12 月 6 日) か ら 3 年 間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		東 京 都 江 東 区 有 明 三 丁 目 1 番 地 25 株 式 会 社 ミ ス ホ
	代 表 者 の 氏 名		代 表 取 締 役 安 藤 壽 雄
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		千 葉 県 四 街 道 市 鷹 の 台 一 丁 目 1 番 地
	遊 技 機 の 種 類		ぱ ち ん こ 遊 技 機

31	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	の	型 式 名	C R / パワフル球ちゃんX
	概	製 造 業 者 名	株式会社ミズホ
	要	型式試験番号	20071500
		検 定 年 月 日	平成14年12月 6 日
	検 定 番 号	第20071500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年12月6日）から3年間	

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

印 編 発

刷 集 行

北 海 道 総 務 部 法 制 文 書 課
富 士 プ リ ン ト 株 式 有 限 公 司